

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松屋眼科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 723 番地 4

(3) 設立認可年月日 平成9年2月17日

(4) 設立登記年月日 平成9年2月28日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	松 屋 直 樹	松屋眼科医院診療所管理者
理 事	濱 塚 友 香	
〃	松 屋 奈 々	
監 事	中 島 コ ト	
顧 問	松 屋 ユ キ 子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

法人名 医療法人 松屋眼科医院  
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	110,990	I 流動負債	8,553
II 固定資産	134,556	II 固定負債	63,731
1 有形固定資産	66,142	負債合計	72,284
2 無形固定資産	444	純資産の部	
3 その他の資産	67,969	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	163,262
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	173,262
資産合計	245,546	負債・純資産合計	245,546

法人名 医療法人 松屋眼科医院  
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	248,550
2 事業費用	238,609
本来業務事業利益	9,941
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,941
II 事業外収益	3,238
III 事業外費用	728
経常利益	12,451
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	12,451
法人税等	71
当期純利益	12,380

様式 2

141

法人名 医療法人 松屋眼科医院  
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	245,546 千円
2. 負 債 額	72,284 千円
3. 純 資 産 額	173,262 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	110,990
B 固 定 資 産	134,556
C 資 産 合 計 (A+B)	245,546
D 負 債 合 計	72,284
E 純 資 産 (C-D)	173,262

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監事監査報告書

医療法人 松屋眼科医院  
理事長 松屋 直樹 殿

私は、医療法人松屋眼科医院の令和3年会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所内において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月 25日

医療法人松屋眼科医院

監事 中島 コト

